

江戸時代における赤繩故事

古田島洋介*

柳沢淇園の随筆『ひとりね』に簡略な字句の月下老人の説話、すなわち赤繩故事の抄訳が見える。この故事については、すでに本紀要第一・二号で「赤い糸の伝説」と題して拙文を物した。本稿では、先づ第一節で江戸時代における赤繩故事の受容状況を概観・推論し、次いで第二節でその受容の代表例の一と目される『ひとりね』の赤繩故事の抄訳について吟味してみたい。

一

本紀要第一号で述べたごとく、赤繩故事を載せる代表的な書籍は、唐・李復言「撰」『続玄怪録』(巻四「定婚店」と宋・李昉「編」『太平広記』(巻一五九「定婚店」)である。しかし、のっけから景気の悪いことを言うようだが、この二書の舶載時期や流布状況を調べてみると、徒勞に終わる危険性が高い。なぜなら、『続玄怪録』は各種の叢

書類に収められているため、たとえその叢書の舶載が確認されても、その一部分にすぎぬ『続玄怪録』のそのまた一話にすぎぬ赤繩故事が日本人に受容されたという保証はどこにもないからである。また、『太平広記』も五百巻にのぼる巨幅の書物であり、赤繩故事はあくまでその膨大な話群の一たるにすぎない。つまり、『続玄怪録』にせよ『太平広記』にせよ、赤繩故事の受容と云うには不都合な条件を持つ書籍なのである。

では、どうするか。ここで注目されるのが、いわゆる故事集のたぐいである。言うまでもなく、故事集は中国の歴代の故事を集めた簡便な書物であり、そこに赤繩故事が収められていけば、日本人の目にふれた可能性をある程度は高く見積もることが許されよう。というのも、そのような故事集こそ、赤繩故事をはじめ、中国の有名な故事に関する知識を得るための早道だったはずだからである。たった一つの故事を調べるために、膨大な書物を繙くことはしまい。また、故事に精通せんとするならば、先づは故事集を閲読するのが常道であろう。要するに、今日に謂う所のアンチヨコまがいの故事集であれば、江戸時代の漢詩・漢文を学ぶ日本人の大多数が一度は目を通していたものと推測されるわけである。これを以て、江戸時代における赤繩故事の受容の一つの指標としてよいだろう。

幸い、『ひとりね』を載せる岩波書店「日本古典文学大系」『近世随想集』一〇二頁の頭注七が、赤繩故事の典拠となり得る故事集、つまり赤繩故事を収める故事集として、『故事成語考』と『円機活法』を指摘している。また、汲古書院「和刻本類書集成」第三輯に『書言故事大全』が影印されており、その書中に赤繩故事を見出すことができる。そこで、以下、取りあえずこの三書について検討してみること

にしよう。

先づ三書の赤繩故事の収載箇所を示しておく。编者その他については省略に従う。

『書言故事大全』卷一（婚姻類）「月下老」「赤繩繫足」兩条

『故事成語考』卷上「婚姻」門「韋固与月老論婚始知赤繩繫

足」条

『円機活法』「詩学」卷八「人倫」門（婚姻）「月下老」条

▼『書言故事大全』の舶載時期は不明。ただし、前掲「和刻本類書集成」第三輯に影印されているのは正保三年（一六四六）版であるから、すでに江戸時代初期には渡来していたものと考えられる。同輯に冠せられた長沢規矩也「解説」によると、『書言故事大全』は「この種の故事集中、江戸時代に最も広く行はれた書である」という。斯道文庫「編」『江戸時代書林出版書籍目録集成』によれば、『書言故事大全』の刊行年は次の通り。

- 寛文 無刊記（一六六一〜七二）
- 寛文 十年／十一年（一六七〇、一六七二）
- 延宝 三年（一六七五）
- 天和 一年（一六八一）
- 元禄 五年／九年／十二年（一六九二、一六九六、一六九九）
- 宝永 六年（一七〇九）
- 正徳 五年（一七一五）

この出版年次の密度を見ただけでも、当書の盛行が推し量られよう。³⁾先に記したごとく、赤繩故事は、卷一（婚姻類）「月下老」「赤繩繫足」兩条に見え、この兩条は隣り合わせに連続して現われる。左にその字句を掲げておこう。（ ）内の文字は割注である。

「月下老」：婚成曰「喜諧月下老之書」。（唐）韋固求婚、旅次宋成店（旅次、人居客中也。宋城、亳州、名。〔釈注〕毫、音泊。客有議潘昉（房上声）女、且期隆興寺門（旦、明早也。期、約也。約至隆興寺門前相会也）。固往見老人倚布囊坐堵、向月檢書。因問「何書？」曰「天下之婚牘」（音独。牘、簡牘。書版也）。因曰「吾娶潘昉女、可成乎？」曰「未也。君婦適三歲（適、纔也）。十七入君門」固曰「安在？」（固問「婦見在何処？」）曰「店北壳菜陳媪（於去声）女耳」（媪、老婦也）。及明、指示之（至天明、指示其処）。老人忽不見。固令（平声）奴刺女中（去声）眉（月老事、出『統幽怪録』。固随入市見媪抱女、甚醜陋。固怒磨刀、謂奴曰「殺此女、与汝万錢」。奴明日刺之、傷眉）。後十四年、相（去声）州刺史王泰妻（去声）以女（相州、今彰德府是也。女子年十七、容貌端麗）。眉間常貼花鈿（音田。鈿、金翠花面飾。蓋以遮所傷之処）、歲餘問之、乃知為泰姪女（女曰「妾郡守猶子也）。父終宋城宰（父卒宋城任所）。時乳母陳養之（女言「妾方襁褓、乳母壳菜以給朝夕。常抱于市、為賊之所刺耳」。後泰取以為己女、嫁焉。

「赤繩繫足」：言婚姻前定曰「赤繩繫足」。韋固問月下老「囊中何物？」曰「赤繩子。以繫夫婦之足。雖讐敵之家、吳楚異郷、富貴懸隔（懸隔、言相隔遠）、此繩一繫、終不可道」（音換。道、迹也）。

▼『故事成語考』も船載時期は不明だが、やはり『江戸時代書林出版書籍目録集成』によれば、刊行年は次の通り。

元禄 五年／九年／十二年（一六九二、一六九六、一六九九）
宝永 六年（一七〇九）
正徳 五年（一七一五）

また、筆者が閲覧した東京大学国語学研究室所蔵本は、序文に「天和辛酉」（一六八一）、跋文に「天和壬戌」（一六八二）の文字がある。その字句は左記のごとし。

「赤繩繫足」：韋固見一老人対月檢書倚囊而坐。問曰「囊中何物？」曰「赤繩子。以繫夫婦之足。雖仇敵之家、吳楚異郷、此繩一繫、終不可道」

なお、『故事成語考』については、三宅元信『故事成語考集注』があり、『書言故事大全』の「月下老」とほぼ同じ字句が割注に原拠として示されている。⁴⁾

▼『円機活法』は船載時期の一部がわかる。大庭脩『江戸時代における唐船持渡書の研究』を検すると、左記の年に船載されている（*は袖珍本も船載された年）。

享保 十一年（一七二六）／二十年（一七三五）
天保 十二年（一八四二）／*十五年（一八四四）

もつとも、『江戸時代書林出版書籍目録集成』によれば、すでに享保以前から『円機活法』の和刻本が世に現われており、寛文～正徳年間にかけて頻々と刊行された。その刊記は次の通りである（いずれも四〇冊本。*は小本も刊行された年次、**は半切本も刊行された年次を示す）。

寛文 無刊記（一六六一～七二）
寛文 十年／十一年（一六七〇、一六七二）
延宝 **三年（一六七五）
天和 **一年（一六八一）
元禄 *五年／*九年／十二年（一六九二、一六九六、一六九九）
宝永 *六年（一七〇九）
正徳 *五年（一七一五）

前述の『書言故事大全』の刊行年と完全に一致する点が興味深い。この二書は、便利な故事集として、双璧を成していたのであろうか。ともあれ、『円機活法』は十七世紀後半から十八世紀初めにかけて、かなりの流行を見たと考えてよいだろう。『書言故事大全』ともども、赤繩故事の流布に大きな役割を果たしたものと思われる。管見に入つたかぎり、右の他にも明暦二年（一六五六）本や延宝元年（一六七三）本などがあり（第二節参照）、岡崎鵠亭（一七六六～一八三二）が文化八年（一八一二）に「今の世で詩を学ぶ者は、一人残らず『円機活法』を尊んでいる」と言っていることから見ても、漢詩人をはじめとする江戸時代の文人のあいだで相当に重宝された書物であるようだ。⁵⁾なお、『円機活法』の字句は次節に引く。

以上、『書言故事大全』『故事成語考』『円機活法』の三故事集について概観してみた。このような故事集によって、赤繩故事は次第に江戸時代の人々になじまれていったものと推測される。次に、赤繩故事に基づく字句が実作品中に現われた例を挙げてゆこう。

享保十年（一七二五）前後に成った柳沢淇園の『ひとりね』に赤繩故事の抄訳が見える。これが江戸時代における赤繩故事の受容の嚆矢と確言できるかどうかは未詳だが、とにかく早くもこの時点で、抄訳とはいえ、赤繩故事の翻訳が現われていることは注目に値しよう。

『ひとりね』は、「著者の生前に流布した形跡はないが、死（一七五八）直後から世に知られ」、「幕末・明治期まで書写されて写本で流布した」らしい。赤繩故事の普及に一定の役割を果たしたことだろう。前述のごとく、その字句は第二節で詳しく検討する。

宝暦十一年（一七六一）には、近江・贅世子「訳」『通俗赤繩奇縁』が刊行されている。これは明・馮夢龍「編」『醒世恒言』卷三「売油郎独占花魁」を底本とした翻訳であるが、その表題に「赤繩」の二字が用いられていることから見て、すでに当時、赤繩故事は少なくとも読書人にはなじみ深い説話だったのでないだろうかと推定されよう。^⑦もしそうだとすれば、赤繩故事は、十七世紀後半から『円機活法』などを通じて次第に日本人のあいだに知られてゆき、十八世紀後半には、『ひとりね』の力もあづかつて、よく知られた中国説話に数えられる話になっていたものと思われる。もっとも、まだ傍証が少ないので確言するわけにはゆかぬが。

安永五年（一七七六）には上田秋成の『雨月物語』が刊行された。その巻三「吉備津の釜」に、次のような字句が見える。

既に聘礼を納めしうへ、かの赤繩に繋ぎては、仇ある家、異なる域なりとも易ふべからずと、聞くものを……^⑧

また、天明年間（一七八一―一八八）に刊行された人情本「人情廓の鶯」後編（下）にも――

心置きなくお初と赤繩の契りをむすびければ……^⑨

『ひとりね』の赤繩故事は、あくまでも抄訳であった。また、『通俗赤繩奇縁』の「赤繩」は表題であるし、『雨月物語』も「……と、聞くものを」と引用に近い形式であった。これらに比べると、この「赤繩の契り」は、一段と和文のなかに溶け込んだ表現に思われるのだが、果たしてどうだろうか。

寛政三年（一七九一）に刊行された山東京伝の洒落本『錦之裏』にも、左のような一節がある。

是なる夕霧殿に、さほどまで御執心なさるゝも、是赤繩のむすびしならん。心さへたゞしければ、遊女とてもくるしかるまじ。^⑩

文化七年（一八一〇）に刊行された滝沢馬琴『椿説弓張月・拾遺』巻三・第五二回には――

為朝はなほ、再三再四推辞給へども、その事脱がたければ、已ことを得ず、赤繩の繋る所に任し給ふ程に、夫婦の契浅からで、分てる鏡を合する如し。^⑪

さらに、文政五年（一八二二）に刊行された洒落本『花街鑑』巻上・第二章末尾にも――

これ正に赤繩の奇縁をむすぶの時いたれるかな。¹²

この「赤繩の奇縁」は、もしかすると、先の『通俗赤繩奇縁』なる表題を念頭に置いた言い回しなのかもしれない。

一方、こうした作品に引かれるかたわらで、川柳・狂句のたぐいにも「赤繩」の語が現われるようになっていた。先づ『誹風柳多留』から例を引けば――

やかましい姑引ツ切赤イなわ

文化十一年（一八一四）刊／六六編二四丁

しやくつても子が切させぬ赤イ繩

文政二年（一八一九）刊／七一編一七丁

赤繩の蜘蛛にかゝるい、娘

文政十一年（一八二八）刊／九九編一一九丁

赤繩ハ出雲で神のこま結び

天保三年（一八三二）刊／一一九編一九丁

さて解ぬのハ赤繩のこぐらかり

天保四年（一八三三）刊／一二三編七二丁

枕並べて赤繩を鯛結び

天保五年（一八三四）刊／一三三編五丁

御婚礼赤繩繫ぐ鯛が来る

天保七年（一八三六）刊？／一四四編二丁

『新編柳多留』にも、次のような句がある。

蛇と結ぶ赤繩蟹が挟み切り 三三編二六丁

また、天保二年（一八三一）に刊行された『狂句梅柳』にも――

黄色でも切れぬ出雲の赤ひ繩 五編三八丁

赤繩を結ふとツイハ解がたし 一八編三五丁

「赤繩」のみならず、「赤い繩（なわ）」と訓読みした例も見える点が興味深い。¹³

このように見てくると、赤繩故事は、やはり十八世紀後半あたりから、江戸時代の人々に浸透していったものと推測できるのではなからうか。そして、その先鞭を付けたと推されるのが、赤繩故事を抄訳してみせた『ひとりね』である。

二

柳沢淇園（一七〇三―一七五八）の『ひとりね』は、享保十年（一七二五）前後に成った書で、上下の二巻。若き日の淇園の随筆である。中国の説話を翻訳して紹介した部分が少なくないが、その巻上の夫婦または男女の奇縁を主題とする話群の冒頭に赤繩故事が見える。以下、その字句について、典拠と比較しつつ詳しく吟味してみたい。

『ひとりね』については、岩波書店「日本古典文学大系」『近世随想集』一〇二―一〇四頁所載の字句をそのまま借用させていただく。原拠についても、やはり、同書一〇二頁の頭注七が指摘する『円機活

法』を用いることとする。

ただし、原拠については、いささか問題がある。確かに、『ひとりね』の赤繩故事の抄訳が、先に掲げた『書言故事大全』や『故事成語考』の字句よりも、『円機活法』の字句に基づいた可能性が高いことは、以下に記す『ひとりね』と『円機活法』の字句の照応を御覧になれば納得いただけるものと思う。けれども、『近世随想集』一〇二頁の頭注七が、『円機活法』の延宝和刻本（延宝元年本であろう）の字句を原拠として引いているのは、あまり感心できない。結論を先取りして言ってしまうと、『ひとりね』は『円機活法』の明暦和刻本（明暦二年本）もしくはその字句を襲った版本を原拠にしたものと考えられるほうが妥当なのである。その理由は、以下の記述のなかで折りに触れて述べることにしたい。略号は次の通り。

【原】原拠の意。『円機活法』明暦二年（一六五六）和刻本の字句を示す。

【校】校訂の意。右掲『円機活法』の字句に関する校訂を記す。特に『円機活法』延宝元年（一六七三）和刻本の字句と比較して論ずる。

【按】按語の意。原拠と抄訳の字句とに関する私見その他である。

昔、韋固と云人有。いまださだまれる妻もなし。或時、旅立して宋城といへる所にやどりたる時、一人の翁の、手にふくろをもち、月に向ひて書物を見る有。

【原】「月下老」：韋固少未娶、旅次宋城、遇異人、倚囊坐、向月検書。

【按】「手にふくろをもち」は「倚囊」に相当するが、「倚」（よりかかる）を「持つ」意に解するのは奇異である。管見に入ったかぎり、「倚」以外の字に作る『円機活法』の版本はない。淇園の誤解か。あるいは、淇園の用いた『円機活法』の刷り状態が悪く、「倚」が「持」（または他の「持つ」意の字）に見えたのかもしれない。なお、「異人」を「翁」と訳したのは、見出し「月下老」によるものである。

韋固あやしみて問て曰、「翁のもてる書は、いか成事をかきし物ぞ」と云に、翁の曰、「されば幽明の書也」といふ。固が曰、「然ば、翁は何をつかさどりている人ぞ」といふに、かの翁の曰、「我は天下の婚禮ヲ司る也」。

【原】曰「此幽明之書」。固曰「然則君何主？」。曰「天下之婚尔」。

【校】末尾の「尔」を、延宝元年本は「爾」に作る。

【按】この部分、【原】の字句がきわめて簡略なためであろう、淇園は冒頭に韋固の問を補っている。他の書の字句（例えば『書言故事大全』の「因問へ何書？」など）を参照した可能性も考えられるが、この程度の字句なら、淇園自らによる補充と考えて差支えあるまい。

韋固、又問て曰、「其袋のうちには、いか成ものを入れおかる」といふに、翁の曰、「此袋の内には紅の繩一筋のみ有。是にて、其夫婦にならんといふやくそくの男と女の、あしと足をむすび置事也。此繩一たび結びぬれば、たとへかたきどふしの家、或は国を隔て、いか成遠き人なりとても、夫婦に成こと疑ひなし」といふ。

【原】因問囊中赤繩子。云「以繫夫婦之足。雖仇家異域、此繩一繫、終不可易。……」

【按】やはり【原】の字句が簡略にすぎるため、韋固が袋の中身を問う言葉を加えている。他は【原】にはほ忠実な訳。ただし、「此袋の内には紅の繩一筋のみ有」は、少々問題のあるところ。「一筋のみ」では、一対の夫婦しか結べないように聞こえる。あるいは、その一本の繩を適当に切りながら次々に夫婦の足を結んでゆくとの意か。赤繩故事のある英訳では、複数形 cords になっている¹⁴⁾。もしかすると、淇園は、一本の繩を使うと、いつのまにか袋のなかにまた一本の繩が生じてくるものと想像したのだろうか。

韋固が曰、「しからば、我女房はいづくのほどにありや」ととふ。かの翁の曰、「君が女房は、今是より一丁斗も過て、菜を売一人の婆あり。此娘こそ君の一生の妻なり」と云。

【原】……君妻乃此店比売菜陳媪女尔。」

【校】「比」は、「北」の誤りであろう。延宝元年本も「此」に誤る。また「媪」を、延宝元年本は「姫」に作るが、これでは訳文の「婆」と一致しない。この点から見て、淇園は明暦二年本を原拠としていた可能性が高いと思われる。なお、末尾の「尔」を、延宝元年本は「爾」に作る。

【按】冒頭の韋固の問は、例えば『書言故事大全』の「固曰へ安在？」に基づくと考えたほうがわかりやすい。【原】では、前段から月下老一人のセリフが続いており、会話のやりとりを記す淇園の字句と大きくずれているからである。しかし、私見によれば、それでも淇園は他の書を参照せず、自ら【原】を会話の形式に直して訳出したものと思われる。それは、「今是より一丁斗も過て」とあるからである。もし、他の書の字句を参照していたならば（例えば『書言故事大

全』の「店北売菜陳媪女耳」）、「北」その他の方向を示す字が用いられたであろう。「今是より一丁斗も過て」と距離を示す字句になっているのは、淇園が【原】の「比」（実は誤字）の意味を解しかねて、次段の「逐之入菜市」から、話の状況を適当に設定したためであろうと思考する。「此娘こそ君の一生の妻なり」も【原】に見えないが、やはり話の流れを汲み取っての補充であろう。

韋固、すぐに翁と共に菜を売店に行て見るに、一人の媪婆のきたなき衣服を着、しごくいやしき二歳ばかりの女の子を抱に入れて居たり。

【原】因逐之入菜市、見媪抱二歳女、亦陋。

【校】前段に同じく、延宝元年本は「媪」を「姫」に作る。「媪婆」とあることから見て、やはり淇園は、延宝元年本ではなく、明暦二年本を原拠としていたと推測されよう。

【按】ほぼ【原】に沿った訳だが、「菜市」を「菜を売店」と記している点は、後文において問題となるので、注意しておくべきである（具体的には後述する）。

かの翁ゆびぎして云、「あれ、あの懐の中なる二才に成子こそ、そなたの妻よ」といふ。韋固、甚いやしめいかりて、その家来の者に云付て、「小刀を以て、かの婆と女とをころせ」といふに、かの家来、誤りてかの二才子のひたひをきりたり。其内人々大勢寄て、殺し得る事あたはず。

【原】老人指示、固怒磨小刀付奴、曰「殺彼女、当賜汝万錢」。奴翌日刺於稠人中、纔傷眉間尔。

【校】末尾の「尔」を、延宝元年本は「爾」に作る。

【按】冒頭の「老人指示」その他に若干の補充があり、また、「当賜汝万錢」が省略されている。この金銭関係の字句の省略は、淇園自身、延いては当時の日本人の倫理感が然らしめたものかもしれない。すなわち、「家来」たる者、主人の命令とあらば、金銭にかかわりなく忠実に実行すべしとの考えである。「翌日」の省略には、さしたる意味はあるまい。ただし、「殺彼女」を「かの婆と女とをころせ」とした点は、いささか解せない。淇園は「殺彼女」を「彼（婆）と女（娘）とを殺せ」と訓じたのか。「彼の女（娘）を殺せ」と訓ずるのが一般であろうから、淇園の案出による設定かもしれぬが、要らずもがなの印象である。「眉間」を「ひたひ」としたのは、「眉間」を「眉のあいだ」ではなく、「眉のあたり」と解したためであろうか。

後に十四年過て、韋固父の官を継、相州と云所の刺史と成て、王泰といふ人の娘を妻にもちたり。すがたうるはしく、いわんかたなし。

【原】後十四年、以父蔭參相州軍、刺史王泰女為妻。女年十六歳、容貌端麗。

【按】淇園の文では、韋固が相州の刺史になったかのごとくであるが、これは「以父蔭參相州軍刺史王泰女」を誤って「以父蔭參相州軍刺史、王泰女」と切り、「父蔭を以て相州軍の刺史に參じ、王泰の女を」と解したものであろう。ここは、「以父蔭參相州軍、刺史王泰女」と切り、「父蔭を以て相州軍に參じ、刺史王泰の女を」と読むべきところ。また、先に「二歳」とあり、ここに「後に十四年過て」とあれば自明のことと見なしたのか、娘の年齢「十六歳」は省略されている。

此娘、常に花鈿を肩の上におき、しばらくもはなす事なし。韋固、あやしみて問て云、「いかにして、かく花鈿をしばらくもはなし給はぬ」といふに、……

【原】眉間常貼花鈿、未嘗暫去。逼問之、……

【按】韋固の言葉は淇園の創作。「花鈿」は【原】のまま。特に問題なし。

かの娘の曰、「わたしは、もと宋城といふ所の刺史の娘也。王泰のためには姪にて、誠の娘にあらず。今度養ひ娘にして、其もとへつかはし給ふ也。私父は宋城にて死したり。家の子も親類も、其折からはちりぐに成て、やうぐ私をそだてし嬸あり。菜を売て一日一日と養ひぬ。二ツに成時、私をふところに入て、市に出てあそばしむる時、いかなる物にや、酒にもや酔たるか、いづくよりともなふ来て、刀を抜て額をさしたり。神仏のかごにてこそあるらめ、命はつ、がなく侍れども、今に至りて疵あり」といひしによりて、……

【原】曰「妾郡守之猶子也。父卒于宋城任。時方襁褓、乳母鬻蔬以給朝夕。嘗抱于市、為賊所刺。痕尚在」。因尽言。

【按】補充が多々見られるが、いずれも穏当な範囲に収まっているよう。「酒にもや酔たるか」「神仏のかごにてこそあるらめ」などは、今日の我々にも納得できる補足の字句で、なかなか面白い。

韋固も手を打て、月下の翁が赤繩の説をはじめて信じたるよし、酉陽雜俎などにも見へたり。後には此事沙汰ひろふなりて、かの菜蔬を売し店を、名付て定婚店といふて今に有と也。

【原】宋城宰聞之、名其店曰「定婚店」。

【校】「定婚店」を、延宝元年本は「定始店」に作る。

【按】「韋固も……信じたるよし」は淇園の想像。妥当な補足であろう。「酉陽雜俎」云々は付けたりの字句だが、『近世随想集』一〇四頁の頭注六も述べるごとく、現行の『酉陽雜俎』にこの赤繩故事は見えない。淇園の錯覚か。あるいは、当時の『酉陽雜俎』には当該説話を載録した版本があったのだろうか。これについては未詳である。しかし、「かの菜蔬を売し店を、名付て定婚店といふて今に有と也」には大きな問題がある。「今に有」は、推定もしくは想像によるものとすませるとしても、「かの菜蔬を売し店を、名付て定婚店といふ」という記述は、赤繩故事の原話に照らせば、明らかに誤解である。【原】の本来の意味は、「宋城県の県知事がその話を聞いて、そのへ店（宿屋。すなわち、韋固が宋城県で泊まった宿屋を指す）をへ定婚店」と名づけた」との意味である。ところが、先に淇園は、「菜市」を「菜を売店」と記していたため、ここでもそれを受け、「かの菜蔬を売し店を、名付て定婚店といふ」とせざるを得なくなったわけである。【原】では、「店」が「君妻乃此店比売菜陳姫女尔」と出てきただけであった。しかも、前述のように、「店」の下の「比」は誤字で、このままでは意味が通じない。どうやら、淇園は「比」を無視して（衍字と見なしたか）、「此店に菜を売る陳姫の女」と読んだようである。その結果、「店」が、宿屋ではなく、野菜を売る店になってしまったのだろう。本来なら、冒頭の段に見える「旅次宋城」から、「店」の意味を捻りださねばならなかったのであるが、要するに、【原】すなわち『円機活法』に基づくかぎり、淇園は赤繩故事をそれなりに忠実に紹介してみせた。けれども、【原】の本来の姿すなわち原話に照らせば、赤繩故事の少なくとも末尾の部分が歪められて伝わったという

ことになる。しかし、翻って考えてみれば、この事実は、淇園がもっぱら『円機活法』の字句に拠って赤繩故事を解したこと証左とも言えるのかもしれない。

* * *

淇園はこの赤繩故事をはじめとする夫婦または男女の奇縁を主題にした話群について、日本の神無月について簡略な考証を加えた後、「いづくのほとり、いづくのかたに夫婦のゑにしあらん事もはかりがたし。扱もくま、ならぬ世やく」と述べて、当該話群に関する評言をしめくくっている。¹⁶淇園は「ま、ならぬ」夫婦の奇縁を表現した話として赤繩故事を理解したのだった。

【注】

- (1) 『続玄怪録』は、『説邪』『五朝小説』などに、『続幽怪録』の題で収められている。
- (2) 『円機活法』は詩作のための参考書であり、これを故事集と呼ぶのは、書誌学上は誤りだろう。しかし、実際には故事集のごとく用いられることも少なくなかったものと推される。すなわち、ここで『円機活法』を故事集に含めるのは、実用面からの解釈である。
- (3) ただし、『書言故事大全』を範とした榊原玄輔『書言俗解』六卷（貞享二年（一六八五）刊）は、巻二に「婚姻（媒酌）」の分類目があるものの、赤繩故事にかかわる語句は載せていない。
- (4) 『故事成語考集注』三五b（巻上「婚姻」門）。当書は、寛政元年（一七八九）の刊行。ただし、筆者が閲覧したのは東京大学国語研究室所蔵の寛政三年（一七九一）本である。
- (5) 仁枝忠「円機活法について」（日本中国学会「日本中国学会報」第二七集、一九七五）二〇七頁下に「今世学詩者、必宗『円機活法』とある（表記は変更した）。
- (6) 岩波書店『日本古典文学大辞典』「独寝」項（執筆：植谷元）。
- (7) 中村幸彦「編」『近世白話小説翻訳集』第二巻所収「通俗赤繩奇縁」（汲古書院、一九八四）参照。
- (8) 岩波書店『日本古典文学大系』「上田秋成集」八八頁。
- (9) 小学館『日本国語大辞典』「赤繩」項所引。原本は未見。
- (10) 中央公論社『洒落本大成』第十六巻「錦之裏」七四頁下。
- (11) 岩波書店『日本古典文学大系』「椿説弓張月」下・二二二頁。
- (12) 中央公論社『洒落本大成』第二十七巻「花街鑑」七四頁下。

- (13) 『誹風柳多留』の七つの用例は、岡田甫「校訂」『誹風柳多留全集』(三省堂、一九七六—七八) 第五卷二二七頁上、三三〇頁上、第七卷三三六頁上、第九卷一四八頁下、第十卷八三頁上、二九一頁上、第十一卷一九九頁上にあり、『新編柳多留』と『狂句梅柳』の用例は、石川一郎「編」『江戸文学俗信辞典』(東京堂、一九八九) 一九五頁「赤繩」項より引用。いずれも原本は未見。

- (14) *Best Chinese Idioms, vol. 2* (台北・南天書局、一九八八) p. 46: "... In my pack are red cords for tying the feet of husband and wife." (月下老人) 'The Old Man under the Moon' 項。英訳者は、湯博文という中国人。すなわち、中国人も月下老人の袋に入っている赤繩を複数に解している証拠の一である。

- (15) 私見によれば、赤繩故事に現われる「店」が宿屋の意であるのは自明のことかと思われるが、現行の訳文にもばらつきが見られる。例えば、駒田信二「中国故事」はなしの話(『文春文庫、一九八一』一三一—二頁の訳文では、「店」に相当する部分がすべて「村」となっている。また、今村与志雄『唐宋伝奇集』下(岩波文庫、一九八八) 六六—七二頁の訳文は、初出の「店」は「旅館」と訳しながら、再出以降の「店」はいずれもそのまま「店」と訳してしまっており、何とも不可解な印象である。ただし、前者の駒田訳の末尾が「宋城の県知事はこのことを伝え聞いて、その城外の南の村を定婚店と名づけた。その名は今も残っている」となっている(二二頁) 点には、注意しておきたい。この「定婚店」と名づけた。その名は今も残っている」は、淇園の抄訳の末尾の「名付て定婚店といふて今に有と也」と同じである。駒田訳は『続玄怪録』の字句に基づくようだ(二三頁) が、果たして何らかの『続玄怪録』の版本に、このような末尾を持つものがあるのだろうか。翻ってみれば、「店」に相当する部分が例外なく「村」と訳されている点も、この疑問を深くする。もし、そのような『続玄怪録』の版本があるとなれば、淇園の抄訳の原拠を『円機活法』としたことにも、再検討の余地が生じるかもしれない。今ここに記して、後日の調査を期す。

- (16) 岩波書店『日本古典文学大系』『近世随想集』一〇四頁。

【追記】

一 小学館『日本国語大辞典』「赤繩子」項は、「赤繩子」を月下老人を指す語としているが、これは何を根拠に記したのか、理解に苦しむ。「赤繩子」は「赤繩」に同じ、すなわち「赤い糸」である。

二 本稿の内容の一部を一九九四年七月末に中国天津市で開催された「環太平洋文学与文化交流国際学術研究会」(主催「天津師範大学」)の席上(七月二十八日)で発表したところ、中国人の学者から、結婚する男女が前々から「赤繩」によって結ばれているという考え方は中国人の若い女性のあいだに今もって存在する、との御教示を受けた。

三 本稿脱稿後、宝永三年(一七〇六)に刊行された青木鷺水『御伽百物語』(博文館「帝国文

庫」/『珍本全集』下巻所収) 卷二「宿世の縁」に、赤繩故事が素材として取り入れられていることを知った。これは柳沢淇園「ひとりね」よりも早い受容の例であり、一考を要する。因みに当該「宿世の縁」は、ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)『The Sympathy of Benten』(弁天の同情)の原拠である。

【付録】第二節で【原】とした『円機活法』明暦二年和刻本「赤繩故事」の字句をまとめて記しておく。

韋固少未娶、旅次宋城、遇異人、倚囊坐、向月檢書。曰「此幽明之書」。固曰「然則君何主?」。曰「天下之婚尔」。因問囊中赤繩子。云「以繫夫婦之足。雖仇家異域、此繩一繫、終不可易。君妻乃此店比壳菜陳媪女尔。」因逐之入菜市、見媪抱二歲女、亦陋。老人指示、固怒磨小刀付奴、曰「殺彼女、当賜汝万錢」。奴翌日刺於稠人中、纔傷眉間尔。後十四年、以父蔭參相州軍、刺史王泰女為妻。女年十六歲、容貌端麗。眉間常貼花鈿、未嘗暫去。逼問之、曰「妾郡守之猶子也。父卒于宋城任。時方襁褓、乳母鬻蔬以給朝夕。嘗抱于市、為賊所刺。痕尚在」。因尽言。宋城宰聞之、名其店曰「定婚店」。

* 本稿の漢字は、おおむね常用字体によった。寛恕を請う。